

元監第 20 号
令和元年 11 月 22 日

箕輪町長 白鳥 政徳 様
箕輪町教育長 小池 眞利子 様
箕輪町議会議長 中澤 清明 様

箕輪町監査委員 松本 豊實

箕輪町監査委員 木村 英雄

定期監査の結果について（報告）

令和元年度箕輪町定期監査の結果を、地方自治法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

第1 監査の範囲

地方自治法第199条第4項、箕輪町監査委員条例第2条及び箕輪町監査基準第14条(1)ウの規定による定期監査を、令和元年度箕輪町監査計画に基づき実施しました。なお、施設管理を中心として実施いたしましたので、実施箇所のみでの報告となります。各課の財務(予算の執行状況)に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等の監査については、令和2年1月以降に実施いたしますので、結果に関する報告についても、監査実施後となります。

第2 監査の方法

令和元年度箕輪町監査計画に基づき、公有財産の維持管理状況、物品の出納保管状況、前回監査時の指摘事項の改善実施状況について、監査資料の提出を求め、現地及び提出された資料の細部について担当職員の説明を求めて監査をしました。

第3 監査の期間

令和元年10月24日から令和元年10月29日まで

第4 監査の対象(監査実施順)

○ 10月24日(木)

生活汚水汚泥処理施設、松島大原公園墓地(公衆トイレ含む)、町民体育館、武道館、番場原運動公園、地域交流センター、文化センター、情報通信センター、役場庁舎

○ 10月25日(金)

南小河内第1・第2水防倉庫、南小河内排水処理施設、箕輪浄水苑、上古田住宅団地

- 10月28日（月）
中学校、社会体育館、中部小学校、藤が丘体育館、東小学校、ゆとり荘、
社会福祉総合センター、ながた自然公園
- 10月29日（火）
南小学校、北小学校、西小学校、子育て支援センター・いきいきセンタ
ーサンライズ、長田保育園、上古田保育園、松島保育園

第5 監査の結果

1 各施設の前回指摘事項の改善状況

前回監査時に指摘した事項について、改善されている事項もありましたが、
改修方法の検討、財源確保の問題から改善されていない事項がありました。

2 各施設（学校）の現金、有価証券、通帳等の管理について

今回監査した範囲において、適正かつ効率的に管理されていました。

3 各施設の物品の出納保管状況について

各施設の物品出納保管状況及び備品管理については、概ね適正に処理され
ていました。

4 各施設の公有財産の維持管理について

概ね適正に管理されていましたが、以下のとおり一部に改善・検討を要す
る点が見受けられました。早急な対応を必要とする点もありますので、適切
に対処してください。

5 改善を要する事項

(1) 役場庁舎

- 庁舎正面駐車場の区画線が消えかけている。来庁者の安全のためにも区画線の引き直しを行うこと。

(2) 社会福祉総合センター

- 現在、建物の耐震強度不足により2階部分を使用していないが、物置状態となっている。安全上の理由から使用中止としているため2階を片付けること。また、2階だけでなく空きスペースが物置になっている現状である。不要なものは処分するなど措置を講じること。

6 意見及び検討事項

(1) 生活汚水汚泥処理施設

- 受入室内部の鉄骨に錆が見受けられる。今後の施設の在り方を含めて対応を検討すること。

(2) 役場庁舎

- 公用車の使用にあたり、傷などをつけてしまったら必ず申し出るように徹底し、ゴミの片付けも含め自分の車と同様に大切に使用すること。

(3) 南小河内第1・2水防倉庫

- 資機材については使った分を補充するだけでなく、必要なものを検討し計画的に整備していくこと。

(4) 箕輪浄水苑

- 台風19号の長野市周辺の下水道終末処理場の浸水被害を鑑み、浸水対策等検討すること。

7 監査委員の総括所見

今回の監査は、毎年実施している小中学校、文化センター、役場庁舎に加え、町民体育館・武道館、社会体育館、藤が丘体育館、番場原運動公園の体育施設を含む地域交流センター等の文化・文教施設、保育園、子育て支援センター、社会福祉総合センター等の福祉に関する施設や情報通信センター、ながた自然公園について実施しました。

学校及び今年度実施した長田、上古田、松島の各保育園については施設内の整理整頓、周辺整備等が行き届いていました。また、役場庁舎についても

書類・物品が整理整頓され、かなり改善されていきました。引き続き整理整頓に取り組まれるよう希望します。

全体的に各施設の老朽化が目立ち、今後補修・修繕を必要とする施設が更に多くなってくると思われます。また、昨今の県内を含め全国各地における自然災害による被害状況を鑑み、各施設において万が一の被害を想定し対応策を検討してください。

定期監査結果報告書に記している事項は、施設の適切な維持管理、住民の安全確保の面から改善が必要なものを報告しているものです。早急に対応しなければならないような事項は改善措置してください。

なお、課レベルで対応可能な細かい点については、別紙のとおりでありますので、それぞれの立場での対処改善を図ってください。